

国立大学法人大阪大学受託研究（治験）取扱規程の一部を次のように改正する。

（令和 8 年 4 月 2 4 日 総長裁定）

国立大学法人大阪大学受託研究（治験）取扱規程の一部改正

現 行	改 正
(略)	(略)
(定義)	(同左)
第 2 条 この規程において、「医薬品等」とは、治験の対象とされる医薬品、 医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品で、次のいずれかに該当するも のをいう。	第 2 条 同左
(1) (略)	(1) (略)
(2) 法第 1 4 条第 1 5 項、法第 2 3 条の 2 の 5 第 1 5 項若しくは法第 2 3 条の 2 5 第 1 1 項又は法第 2 3 条、法第 2 3 条の 2 の 2 2 若しくは法第 2 3 条の 4 2 の規定により製造販売承認事項の一部変更承認申請を行う もの。	(2) 法第 1 4 条第 1 3 項、法第 2 3 条の 2 の 5 第 1 3 項若しくは法第 2 3 条の 2 5 第 1 3 項又は法第 2 3 条、法第 2 3 条の 2 の 2 2 若しくは法第 2 3 条の 4 2 の規定により製造販売承認事項の一部変更承認申請を行う もの。
(3) } (8) } (略)	(3) } (8) } (略)
2 (略)	2 (略)
(略)	(略)
	附 則 この改正は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。